

新城市行政サービス等一覧

2025年4月1日時点

注意事項

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅への入居	ファミリーシップの宣誓をされた方を契約者の親族として取扱うこととし、市営住宅への入居(同居)を可とする。	○		具体的な要綱・要領などは無いが、市PS・FS宣誓制度により親族と認められるなら同居親族要件を満たすと考えられる。 ※市営住宅入居関連資料の提出は必要	都市計画課 0536-23-7640
り災証明書(火災)	住宅等を火災により被害に遭われた方で証明書が必要な場合に申請をすることができます。		○	婚姻関係や愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者に関係なく、り災物件の関係者であれば申請できます。 その他の者であっても承諾書の提出があれば申請が可能です。	消防本部 予防課 0536-22-4802